

平成 29 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 J Pホールディングス 代表者名 代表取締役社長 荻田 和宏 (コード番号:2749 東証第一部) 問合せ先 管理部長 松宮 美佳 (TEL 052-933-5419)

# 株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

当社は、当社株主である山口洋氏より、臨時株主総会の招集請求に関する書面を平成29年9月28日付で受領いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

### 1. 本請求をした者

山口 洋氏

総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6ヶ月前から引き続き有する株主であります。

# 2. 本請求の内容

- (1) 株主総会の目的である事項
  - ①定款の一部変更の件
  - ②取締役西井直人の解任の件
  - ③取締役1名選任の件

### (2) 招集の理由(要旨)

既に開示しております通り、本年6月29日開催の当社第25回定時株主総会(以下「定時株主総会」といいます。)に対しては、一部株主の方より、株主提案議案として、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮する旨の定款変更議案が提出されておりました。

今般臨時株主総会の招集を請求された山口洋氏(以下「招集請求者」といいます。)は、定時株主総会においてかかる議案が否決されたことを受け、当社取締役会がかかる株主提案議案に反対したこと、定時株主総会における議決権行使結果を記載した臨時報告書の内容に誤りがありそれを訂正したこと、当社が本年8月に株主優待制度を再開したこと等が当社のコーポレート・ガバナンスが機能していないことの現れであるとし、改めて、前記(1)①ないし③の各議案を目的事項とする臨時株主総会の招集を請求するとのことです。

なお、各議案の概要は以下の通りです。

### 【目的事項①:定款の一部変更】

### (議案の要領)

以下のとおり、定款を変更する。

- 1. 第 19 条(任期) 第1項のうち、「選任後2年以内」とあるのを、「選任後1年以内」 と変更する。
- 2. 第28条(取締役の解任方法)を削除する。

### (提案の理由・要旨)

日本の上場会社の多くが取締役の任期を1年としており、普通決議での解任を可能としていること、また、適切なコーポレート・ガバナンスを実現するため。

### 【目的事項②:取締役西井直人の解任の件】

### (議案の要領)

取締役の西井直人を解任する。

#### (提案の理由・要旨)

定款変更のみで適切なコーポレート・ガバナンスを直ちに実現することは困難であり、社 外取締役を増員する必要があるところ、当社の取締役の員数は定款上の上限に達しており社 内取締役1名を解任せざるを得ないため。

### 【目的事項③:取締役1名選任の件】

# (議案の要領・要旨)

目的事項②記載の議案が可決されることを条件として、取締役1名を選任する。取締役候補者の氏名等は以下の通り。

(氏 名) 佐竹 康峰(さたけ やすみね)氏

(生年月日) 昭和28年12月1日

(略 歴 等) 昭和 51 年 4 月 株式会社三菱銀行入行

(中略)

平成27年9月 株式会社レジェンド・パートナーズ社外取締役(現任)

平成29年6月 住信SBIネット銀行株式会社社外監査役(現任)

### (提案の理由・要旨)

適切なコーポレート・ガバナンスを実現するためには、当社の取締役会の監督機能を更に 強化する必要があることから、社外取締役1名を選任する。

### 3. 本請求への当社の対応方針

本請求に対する当社の考え方及び対応の方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第開示いたします。

以 上